

消防予第 140 号  
平成 4 年 7 月 1 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

## 避雷設備に係る日本工業規格の改正に伴う火災予防条例準則の運用について(通知)

避雷設備に係る火災予防上の規制については、「火災予防条例準則の一部改正について」(平成 3 年 9 月 30 日付け消防予第 198 号消防庁次長通知)により火災予防条例準則を改正するとともに、「改正火災予防条例準則の運用について」(平成 3 年 10 月 8 日付け消防予第 206 号消防庁予防課長通知。以下「206 号通知」という。)によりその運用について通知したところであるが、今般、下記のとおり、避雷設備に係る日本工業規格(以下「JIS」という。)が改正されたので、下記事項に十分留意のうえ、管下市町村における火災予防条例の運用が適切に行われるよう、よろしくご指導願いたい。

### 記

#### 1 避雷設備に係る JIS(JIS A 4201)の改正

平成 4 年 3 月 13 日、避雷設備に係る JIS が改正され、「JIS A 4201-1992(建築物等の避雷設備(避雷針))」とされたが、これは、従前の「JIS A4201-1981」との間に内容的な変更を伴うものではなく、国際単位系の単位(SI 単位)への移行その他の形式的な改正が行われたものであること。

#### 2 火災予防条例準則上の取扱い

避雷設備については、火災予防条例準則第 16 条第 1 項により消防長(又は市町村長)が指定する JIS に適合するものとしなければならないとされており、206 号通知により、前記 1 の JIS を指定すべきこととしていたところであるが、今回の JIS 改正に伴い、「-1981」の部分まで告示等による指定に含めている市町村にあっては、できるだけ速やかに、当該部分を「-1992」に改正する等の措置を講じることが適当であると考えられるものであること。